

資料 2

建造物

種 別	有形文化財（建造物） （指定）	
名称及び員数	白山神社本殿 1 棟	
所 在 地	京都市右京区京北田貫町宮ノ後12番 2	
所 有 者	白山神社	
所有者住所	京都市右京区京北田貫町宮ノ後12番地の 2	
適用基準	第 1 - 1 - (1) - オ	
構造形式 及び年代	二間社流造，檜皮葺 附 祈禱札 1 枚 元禄貳 ^己 巳年十一月三日正遷宮の記がある 護摩札 1 枚 元文三 ^戊 午天三月吉祥の記がある 扁額 1 面 享保七 ^壬 寅年九月の記がある 奉納絵馬 2 面 元文三 ^戊 午年九月の記がある 1 面 寶曆四 ^甲 戌年五月の記がある 1 面 木槌 2 挺 安永十年丑三月十七日の記がある 1 挺 天明二年寅四月五日の記がある 1 挺	元禄 2 年(1689)

(説明)

白山神社は、京都市右京区京北田貫町の集落東端に位置し、若狭高浜と京都を結ぶ旧高浜街道に南面して鎮座する。

田貫の集落は、かつて丹波国桑田郡弓削荘に属しており、中世は、天龍寺の造営料所として寺院造営材の杣山となっていた。近世の弓削荘は、禁裏御料、旗本領、藩領に分割され、田貫村は園部藩領となる。

元文5年(1740)5月の園部藩寺社奉行による『寺社類集』は、藩内の社寺の名称、宗派、沿革、境内規模、境内の建物構成などを村ごとに書き記したものである。これによると、白山神社は、田貫村の産土神で、勧請年歴は不詳、本社「一丈一尺四方」、拝殿「元文三年造立之」「一間半ニ二間」、廳棧「造立年歴不知」「二間ニ六間」、経蔵「元禄十七^甲年郷民千之丞造立之」「五尺三寸ニ六尺」、籠家「建立年歴不知」「二間ニ三間」、辻堂「建立年歴不知」「一間半ニ二間」が配されていたとある。

大正12年(1923)の『北桑田郡誌』によると、「由緒は明らかならず、東山天皇の元禄二年の再建なり」とある。明治維新までは、白山妙見大権現宮と称していたが、明治6年(1873)6月には村社として定められ、白山神社と改称した。

街道に面した鳥居(昭和4年<1929>建立)から北へ、拝殿、本殿がほぼ直線上に並ぶ。本殿は覆屋の内に建ち、覆屋は後補である。拝殿の西側に集会所(大正5年)、東側に社務所(明治20年)が配される。集会所や社務所は、かつて廳棧や籠家が建っていた場所に建てられたという。

本殿の背後の小高い丘は「白山神社古墳」で、その墳頂には、京都市指定天然記念物「白山神社のカシ」がある。

現本殿は元禄2年(1689)の造営になるもので、その資料として、祈祷札「元禄貳^己巳年十一月三日正遷宮／丹波国桑田郡弓削庄 田貫村／(中略)／別當中道寺多門院／金對生周雅敬白」及び擬宝珠銘「元禄貳^己巳年十一月三日」がある。祈祷札より、中道寺の僧が神社の建築に関わる神事を執り行っていたことがわかる。中道寺とは、八幡宮社の神宮寺であった京北町上中の南光山中道寺のことであり、白山神社の別当も兼務していた。

境内には、寛文8年(1668)、宝永6年(1709)、享保14年(1729)、同18年に燈籠が、元文3年(1738)、宝暦4年(1754)に絵馬が奉納されている。

また、享保7年(1722)の「白山大権現」の扁額が保管されており、本殿正面の柱上部には、この扁額がかつて取り付けられていた痕跡が残る。燈籠や絵馬、扁額

の寄進者には、宮座の他、代々田貫村の庄屋を努めた上野家や村の有力者であった村山家の一族の名前が記されている。神社への寄進は、現在も継続して行われており、田貫村の人々が長年にわたり熱心に当社を維持してきたことがうかがえる。

当社に残されている奉納木槌のうち本殿の修理等に関わる天明2年(1782)の木槌には「若州高濱大工江上傳次郎」と高浜を中心に若狭で多く活動している江上姓の大工の名前が書かれている。その前年の鳥居上棟の奉納木槌にも、本殿の修理を手がけた大工「高濱伝次郎」の名前が見え、若狭の大工が仕事をしていたことがわかる。

建物は、二間社流造で、屋根は檜皮葺、軒は二軒繁垂木とする。身舎は、梁行中央の柱筋で段差をつけて内陣と外陣に分かれ、内陣は2室、外陣は1室で、共に拭板敷とする。身舎の正面、側面には高欄付きの縁を廻し、背面の柱筋で脇障子止めとする。

身舎軸組は丸柱を建て、内法長押、頭貫を通す。頭貫には木鼻が取り付く。向拝は1間おきに面取角柱を建て、それぞれ虹梁でつなぎ、端部には木鼻(象)が付く。組物は、身舎、向拝ともに中央を出三斗、両端を連三斗とする。身舎と向拝は、両端の柱筋を海老虹梁で繋ぐ。海老虹梁には猪の目に赤、端部に白の彩色、若葉、渦に墨差しが施されている。絵様の渦は円弧で幅が狭く、彫りの浅い古風な表現である。中央に置かれた手挟みには雲が彫られ、彩色を施した痕跡が残る。

中備は、身舎の正面、側面に蓑股をつける。身舎正面の蓑股は菊の彫物、側面は、蕨手様の彫物が彫られている。向拝の蓑股の彫刻は、菊の紋様で、各々彩色のあとが見られる。妻飾りは、虹梁に大瓶束を立て、破風の押みに猪の目懸魚を吊る。猪の目には赤色の彩色が残る。

柱間装置については、身舎正面は、外側に双折戸、内側に格子の引違戸がはめられ、向拝正面には格子戸が付く。いずれも、柱や敷居、鴨居などに改変の痕跡が見られないことから、当初より同形式の建具が入っていたと察せられる。

丹波地方の神社は、白木とするものが多いが、白山神社も同様である。虹梁の絵様、蓑股や手挟みの彫刻には、彩色が施されているものの、装飾は控えめで、絵様や社殿の高さが低いところなど、全体にやや古風に見えるが、祈祷札や擬宝珠銘より、建立年代は元禄2年(1689)と考えられる。

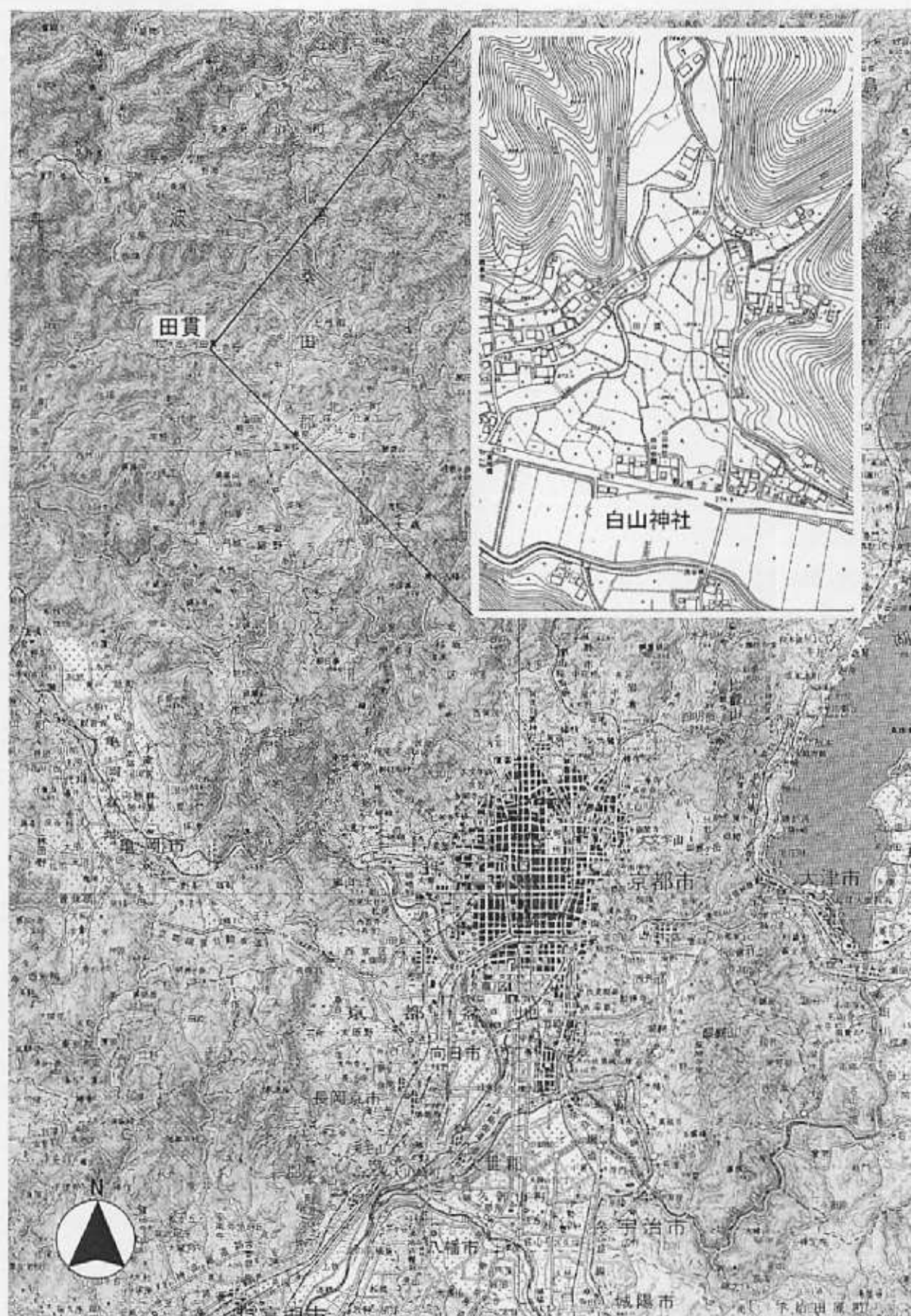
京都府の二間社流造の類例として、天穂日命神社本殿(京都市伏見区、市登録文化財)、多治神社(南丹市、府登録文化財)、岡安神社(同市)、能満神社(京丹波町、府登録・町指定文化財)、大山咋神社(同町)、八幡神社(福知山市)、旦

棕神社（城陽市，府登録文化財），天神社（京田辺市，府登録文化財），新殿神社（相楽郡精華町）があげられる。流造は一般に奇数柱間で建てられるため，二間社流造は珍しい形式である。

白山神社は，建立年代が明らかであり，改変が少なく，保存状態も良好で，当地域の神社の特徴が良くあらわれ，かつ，稀少な二間社として大変貴重である。

また，附の祈祷札，護摩札，扁額，奉納絵馬及び木槌は，白山神社と田貫村との関わり，建築工事の変遷，若狭大工の活動を示す資料として価値が高い。

(位置図)



種 別	有形文化財（美術工芸品－絵画） （指定）
名称及び員数	紙本金地著色車争図 土佐光茂筆 六曲屏風 1双
所 在 地	京都市東山区茶屋町527番地 京都国立博物館
所 有 者	宗教法人仁和寺
所有者住所	京都市右京区御室大内33番地
法量（cm）	（各）縦 162.6 横 372.6
制作年代	室町時代（16世紀後半）
作 者	土佐光茂（生没年不詳）
適用基準	第1－1－（2）－ア
（説明） 本図は『源氏物語』第9帖「葵」のいわゆる「車争い」の場面を描いた六曲一双の屏風である。筆者は作風から土佐光茂（生没年不詳）とされており、室町時代後期のやまと絵屏風の代表的作例として、かねてから知られる優品である。 本図が題材とする「車争い」は、賀茂祭の新斎院の御禊の行列に、光源氏が宣旨を受け特別に供奉することになったため、一目見ようと出かけた六条御息所の牛車を、後から来た葵上の一行が牛車の榻をへし折るなどの狼藉を働いて押しのけてしまうという場面である。右隻には源氏が供奉する御禊のきらびやかな行列を描き、左隻には六条御息所と葵上の一行が争う劇的な場面が描かれている。 仁和寺に所蔵される本図は、『御湯殿上日記』の永禄3年（1560）7月から12月に記録されている土佐光茂が制作した「車争図屏風」に該当すると考えられてきた。様式の上でも、人物や牛馬などの表現に光茂の基準作と共通するところが多いと繰り返し指摘されている。 土佐光茂は土佐光信の子で、大永3年（1523）に宮廷の絵所預に就任し、宮中のみならず、足利將軍家の画事も手がけた。現存作としては、「当麻寺縁起絵巻」（享禄4年〈1531〉、当麻寺蔵、重要文化財）、「桑実寺縁起絵巻」（享禄5年〈7月29日天文に改元〉、桑実寺蔵、重要文化財）などがあり、特に「桑実寺縁起絵巻」では、構築的な画面構成に、力強い描線、華麗な濃彩といった、父光信とは一線を画す光茂画の特徴が確立されている。また、「犬追物図屏風」や「大原御幸	

図屏風」など、現在光茂の作品自体は失われているものの、類品が複数存在するやまと絵系屏風の原本となる大画面の図様を創出したことでも高く評価されている。

本図においても、京都市歴史資料館蔵「車争図屏風」、東京富士美術館蔵「車争図屏風」などが図様を写しており、後世の作品に与えた影響は大きい。

なお、仁和寺に伝来した経緯については明らかではないが、正親町天皇遺愛の品として正親町院御所に遺された本図を、院崩御後、院御所に一時移り住んだ良仁親王が、慶長6年（1601）に仁和寺に入室した際に持ちこんだという説が提示されている^{*1}。

ところが、本図の筆者に関して、平成7年、左右隻の細部表現、とりわけ人物の顔に違いを認め、より平板な表現が目立つ左隻は、後世に作られたものとする見方が示された^{*2}。それ以来、右隻は光茂晩年の作、左隻は後世（江戸時代カ）、光茂の下絵をもとに作られた補作という説が広まった。しかし、最近、その説に対して、左右隻の違いは、広範に施された補筆に起因するという見解が出され、それによって一挙揃って光茂の筆になるという可能性が浮上している^{*3}。

本図の現状を調査したところ、特に人物については、左右隻とも広い範囲にわたって、補筆、補彩が行われているという結論に至った。ただし、図様の変更はなく、人物の目鼻立ちも、大半は、オリジナルをなぞるように補筆されている。

左右隻では、描かれている人の数が異なり、右隻が200人を超えるのに対し、左隻はその半分の110人ほどである。それらの人物の顔をみていくと、全面的に描き直されたもの、部分的な補筆があるもの、そして、当初の姿をとどめると思われるものが混在する。

人物の顔の表現の特徴をおさえるため、様式化された身分の高い男女の顔よりも、白丁や検非違使など下級官人の顔を例にとると、当初のままと思われる顔は右隻に多く、右隻第1扇の数人の白丁や第2扇の検非違使をあげることができる。顔の輪郭や目鼻、唇の輪郭には淡い墨を用い、柔軟な筆さばきで頬のふくらみや整った鼻梁を描く。上瞼線と瞳、鼻孔には濃墨を注し、眉や髭には丁寧な毛描きが施される。実に格調のある完成度の高い面貌表現である。ここまで精細な人物表現を、画面が小さい「桑実寺縁起絵巻」などには指摘できず、逆に基準作の絵巻にみられる人物の顔立ちは、本図にみられる顔を縮小し簡略化したものと推測できよう。

続いて、鼻や顔の輪郭などの一部を、濃く細い墨線で描き直したものとして、右隻第1扇や第3扇の白丁の顔があげられる。前者の白丁は、鼻と目もとの輪郭線を、後者の白丁は顔の輪郭線を濃い墨線で引き直してあるのがわかる。

左隻では、第4扇の見物人を追い払う白丁が当初の状態を最も良く保っていると思われる。そのほか、当初の淡墨線の上に濃い墨線を重ねたことがわかる男の顔は、右隻の年配の白丁と同じタイプの顔と言えるだろう。さらに第2扇の牛飼い、白丁も、線は引き直されているようではあるが、当初の目鼻立ちをよくとどめていると思われる。

このように、当初のものと思われる、淡墨線を駆使した品格ある顔を、右隻のみならず、左隻にも見出せることから、左隻を後世の作とする見解には与しがたい。左右隻ともに、一双屏風として同一の場で作られたものと思われる。

先述のとおり、本図は、現在、議論の渦中にある。しかしながら、光茂筆の可能性のある源氏絵の屏風として「明石・浮舟図屏風」（今治市河野美術館蔵）はあるものの、図様の創出に光茂が関与したとされるやまと絵系屏風の現存遺品は稀少で、かつ文献の記録と重ね合わせることでできる点でも、本図のもつ絵画史上の重要性はゆるがない。

今後の研究に委ねる点が少ないが、本図は数少ない16世紀の大画面の源氏絵であるとともに、光茂の現存するやまと絵系屏風の作例として、さらに、源氏物語をとおしてではあるが、往時の賀茂祭の盛儀の一端を描く屏風として大変貴重である。

【参考文献】

※1 川本桂子「九条家伝来の車争い図をめぐって—その制作事情と解釈を中心に—」（山根有三先生古希記念会編『日本絵画史の研究』、吉川弘文館、平成元年）

※2 相澤正彦「伝土佐光茂筆『車争図屏風』の筆者問題について」（『國華』1198号、平成7年）

※3 高松良幸「永禄三年の車争い図屏風」（『静岡大学情報学研究』20号、平成26年）

種 別	有形文化財（美術工芸品－絵画） （指定）
名称及び員数	書院障壁画 曾我蕭白筆 4面
所 在 地	京都市上京区寺町通今出川上る鶴山町13番地
所 有 者	宗教法人十念寺
所有者住所	所在地と同じ
法量（cm）	（各）縦 206.8 横 92.2
落款・印章	曾我輝鷹図「蕭白」（朱文壺形印）「師龍」（白文円印）
制作年代	江戸時代（安永7年〈1778〉）
作 者	曾我蕭白（1730～1781）
適用基準	第1－1－（2）－ア
（説明） 曾我蕭白（1730～1781）は、18世紀後半に京、伊勢、播磨などで活躍した絵師である。代表作の「群仙図屏風」（文化庁蔵、重要文化財）に顕著のように、卓抜な筆技に加え、奇怪な造形感覚とあぐの強い色彩感覚を併せ持ち、同時代の伊藤若冲、長澤蘆雪とともに、特異で個性的な画風を完成させたことで知られている。 本図は、その曾我蕭白が襖4面に水墨で描いた「雲龍図」であり、十念寺に伝来したものである。 一般的に寺院の襖は、縦に5枚の紙を継ぐものが多いが、本図は縦35センチメートルほどの紙を6枚継いでおり、高さが2メートルにもおよぶ大型の襖となっている。向かって右から3面目の上部に、龍の顔が見える。瞳はやや上方に点じられており、襖絵を見る者を絵のなかから見返すかのようである。龍の頭の上に体部が続く、頭部上方には大きな爪が、そのすぐ左側に尾の先が並ぶ。角も髭も、右側しか描かれていないが、髭は長く画面の下部を横断する。 龍の周辺はむらむらとした墨で塗りこめられている。特に向かって右から1・2面目の中ほどに黒々とした渦がみられるが、それは、前掲「群仙図屏風」の渦と同じように、龍が巻き起こす風を表したものである。また2面目の下部の薄墨による円弧は、「群仙図屏風」や「龍図」（石山寺蔵）などの龍に取り合わせられたモチーフや、「獅子虎図屏風」（千葉市美術館蔵）や「柳に亀図」（個人蔵）の	

水流を参考にすると、波瀾と思われる。

4 面目の中ほどに「曾我輝麿図」の署名があり、「蕭白」（朱文壺形印）「師龍」（白文円印）2 顆を押す。「蕭白」印は安永 7 年（1778）春の年紀のある「蘭亭曲水図」（個人蔵）より欠損がやや進んでいるので、本図は、それ以降の制作と考えられる。蕭白の龍は「群仙図屏風」や蕭白最大の障壁画「雲龍図」（ボストン美術館蔵）などに描かれており、それらに比べると、本図の龍はやや迫力に欠けるうらみがある。しかし、濃墨を多用した荒々しい筆致と、滑稽味を帯びた表情は、三重県・朝田寺蔵の「唐獅子図」（重要文化財）の正面向きの獅子を彷彿とさせるものである。また、モチーフを上半分に集めながら、髭の曲線や風の渦、波瀾などを呼応させて配置することで構図のバランスを保ち、大画面を破綻なくまとめている点も特筆されよう。経年劣化のため、画面に欠損や擦損も目立つが、概ね当初の筆致を残している点でも貴重である。

本図を所有する十念寺は、華宮山と号し、西山浄土宗の寺院である。永享 3 年（1431）、真阿に帰依した足利義教が誓願寺中に一字を建立したのが始まりとされ、豊臣秀吉の都市整備に伴い、天正 19 年（1591）に現在地に移った。江戸時代に入り、延宝の大火（延宝 3 年〈1676〉）と天明の大火（天明 8 年〈1788〉）で焼亡、現在の書院はその後に再建されたものである。本図は現書院の仏間との境の襖である。すなわち、書院の再建は蕭白の没後となる。しかも、員数が 4 面と少ないため、伝来については不明な部分が多かった。

しかし、このたびの調査により、寺に残る『十念寺大年譜（廿二世洗空代）』の「戊戌 七」（安永 7 年）の項に、「本堂両局腰障子組替 腰張画成 同大襖四本画成」という記述が見出された。

日付及び絵師に関する記載はないものの、落款から判断される制作時期及び「大襖四本」という特長が本図に一致しており、この記述が本図に該当する可能性が高いと思われる。すなわち、本図は安永 7 年に十念寺本堂の障壁画として制作されたもので、制作当初から 4 面であったと推定できる。現書院は、天明の大火で助け出された襖を再利用すべく、寸法を合わせて再建されたと考えられよう。

蕭白は 40 歳代はじめまで伊勢、播磨など諸方を遊歴し、明和 9 年（1772）、43 歳の頃に京都に定住したと考えられているが、安永 10 年（1781〈4 月 2 日天明に改

元) 正月に52歳で没したことから、京都定住は10年にも満たない。そのため、蕭白の菩提寺である興聖寺(京都市上京区)の障壁画であつたと見られる「寒山拾得図」(重要文化財)をのぞけば、伊勢の「旧永島家襖絵」(三重県立美術館蔵、重要文化財)や、前掲朝田寺の「唐獅子図」、播磨にあつたとされるボストン美術館蔵「雲龍図」など、蕭白の代表的な障壁画は伊勢、播磨など京都市外に残るものがほとんどである。加えて蕭白の作品には年紀のあるものが少なく、制作年代を特定できるものが少ない。本図は京都市内に残る、稀少な蕭白の障壁画であるのみならず、文献から制作年代を特定できる蕭白晩年の大画面の基準作としても重要である。

種 別	有形文化財（美術工芸品－工芸品）	（指定）
名称及び員数	懸仏 永享十年九月十二日等の銘がある	1 面
所 在 地	京都市右京区京北上中町宮ノ谷 5 番地	
所 有 者	宗教法人八幡宮社	
所有者住所	所在地と同じ	
法 量 (cm)	径 60.9 厚 3.8 覆輪幅 3.2 外区幅 3.5 圈帯幅 1.3 鏡面径 52.8 銀座幅（最大）14.8 銀座高（最大）10.5 銀台幅（最大）5.2 銀（最大）8.3	
形 状	円形の阿弥陀三尊懸仏。鏡板（表面）は、周囲に覆輪を掛け、圈帯で画した内区の中央に定印を結ぶ阿弥陀如来坐像、右に腹前で蓮台を持つ観音菩薩坐像、左に胸前で合掌する勢至菩薩坐像を配している。各尊は、蓮華座に坐し、舟形の光背を負い、上方に瓔珞が垂下する蓮華形の天蓋を備える。中尊の蓮華座の下方に岩座を据え、岩座の左右に蓮華を挿した徳利形の華瓶を配し、台座の下方に水波文を表す。鏡板の上方左右に獅嚙形の銀座を据え、栗形銀を付ける宝珠形銀台を備える。外区は、五花文を、三鈷杵文を挟んで2個、3個宛てに打ち、覆輪には円形の笠鉾を均等の間隔で廻らす。	
材質・構造	金銅製（木製、金銅板装）。鏡板は、ヒノキ縦3材を矧いで地板（裏板）とし、これを上下2ヵ所の横棧（各1材）および周囲の梓木（6材を矧ぐ）で固定する。表面は、金銅板4枚を張って鏡地とし、これに金銅板を繋いだ圈帯と覆輪を打ち、側面の木口を帯状金具で覆う。中尊、両脇侍ともに、台座を含む全容を、金銅板を打ち出して成形し、衣褶、指等の細部を毛彫りで表し、さらに中尊像は定印を結ぶ指間を魚々子で埋め、脇侍は頭部前方に別製の冠を打つ。中尊の頭髮、瞳、髭は墨彩と	

	し、蓮華座の蓮弁、花脈を蹴彫りで表し、小刻線の先端に円文（魚々子）を打って蕊とする。下方の岩座は、木製で緑青彩に墨線を加えて細部を整え、2ヵ所で鉄釘止めとする。天蓋、光背、華瓶、鍔座、鍔台、鍔、笠鍔は、各金銅製。蓮華形の天蓋は鏡板に鍔止めし、さらに金銅板の花形裁文とガラス小玉を連綴した瓔珞を垂らす。光背は、2枚の金銅板を中央で接合し、連珠文で二重円相を画し、頭光部には蓮華文を蹴彫りし、周縁部には火焰と宝相華文を透彫りする。華瓶には、針金に花形を取り付けた蓮華を挿す。鍔座は、獅嚙形に打ち出して成形し、表面を朱、群青、墨等で細部を彩る。宝珠形鍔台には栗形鍔を通し、鍔台内から鍔座に至る鉄製の足（柄）に通して地板に打ち付ける。水波文は、金銅板透彫り。外区の五花形の金具は、他より厚手の金銅板製で、花心の位置で鍔止めする。三鈷杵形金具は金銅板製で、鈷間を透彫りし、裏面より軽く槌起して成形したうえ、2ヵ所で鍔止めする。
銘 記	（裏面墨書） 八幡大菩薩御正鉢／代五貫文奉向請／丹州弓削庄一宮／御本地也／ 永享十年^戊九月十二日／大願主下村勝山中務清光／敬白
製作年代	室町時代（永享10年〈1438〉）
適 用	第1-1-(3)-イ
（説明） 弓削八幡神社とも呼ばれる八幡宮社は、右京区京北の南北を貫く周山街道の西側に開けた上中地域に鎮座する旧郷社で、応神天皇、神功皇后、湍津姫命を祭神とする。社伝によると、孝謙天皇の時代（在位749～758）、勅願により宇佐八幡を勧請し、貞観元年（859）に現在地に創祀されたという。弓削庄一宮として崇敬を集め、現在の中道寺が神宮寺として別当を務めた。 本品は、同社に伝来した径60センチメートルを超える大型の懸仏で、裏面の墨書より、永享10年（1438）に、弓削庄一宮八幡大菩薩の本地仏として、大願主「勝山清光」によって製作されたことが知られる。	

かつて社殿には、本品を含む3面の懸仏が宝前に奉懸されていた。このうちすでに阿弥陀如来の左に薬師如来、右に十一面観音を表した応永23年（1416）銘の三尊懸仏1面（径62.1cm）、および阿弥陀如来の左に釈迦如来、右に薬師如来を表した室町時代前期の製作と推される三尊懸仏1面（径61.0cm）は、昭和56年5月19日付けで京北町の有形文化財として指定された後、平成17年に同町が京都市と合併した際に移管され、引き続き保存がはかられている。

本品は、上記2面の懸仏の指定当時、別置されていたため指定から外れたものであり、現状では本来通り3面が同場所に保管されている。

3面の懸仏は、いずれも木製金銅装で、圓帯で画された内区の中央に銅板打ち出しの蓮華座に坐す三尊を取り付け、上に瓔珞を垂下させる天蓋を備え、中尊の横に華瓶を配するもので、下方に水波文を表わす薄板を取り付けている。外区には、三鈷杵や花形の飾り金具、覆輪には笠鉾を打ち廻している。

3面の製作時期には、短くても20年以上の開きがあり、細部形式、意匠の相違もあるが、基本的な表現や構造が近似しており、また覆輪を外した地板部に獅噛形の輪郭を墨線で下書きするなど同様の手法も認められるところから、同系統の工房において製作されたものと考えられる。

銅板打ち出しの尊形に毛彫りによる細部表現を加えて仕上げる手法や、尊像の周囲に別製の天蓋、光背、華瓶、水波文を打ち、さらに飾り金具や笠鉾によってにぎやかに荘厳する形制は、総じて室町時代前期の懸仏に共通している。なお、本品と応永23年銘懸仏の墨書には、懸仏製作に関わる出資の額を記しているが、こうした類例は、滋賀・明王院の文安4年（1447）銘宝塔懸仏（重要文化財）などわずかであり、この時期の懸仏の製作背景を示す資料として重要である。

中尊像は如来形の阿弥陀であるにもかかわらず、胸飾りを毛彫りし、あるいは観音、勢至両脇侍の位置が逆になるなど図像的に鷹揚な点も指摘できるが、大型懸仏の基準作例として、また保存状態も良好であり、すでに指定されている2面の懸仏とともに、保存をはかるべきものとする。

種 別	有形文化財（美術工芸品－工芸品） (名称変更)
変更前の名称及び員数	懸仏 1面
変更後の名称及び員数	懸仏 應永廿三年 ^{辛巳} 六月十九日等の銘がある 1面
所 在 地	京都市右京区京北上中町宮ノ谷5番地
所 有 者	宗教法人八幡宮社
所有者住所	所在地と同じ
法 量 (cm)	径 62.1 厚 3.3
形 状	阿弥陀如来，薬師如来，十一面観音菩薩を表した円形の三尊懸仏。鏡板（表面）は，周囲に覆輪を掛け，圈帯で画した内区の中央に定印を結ぶ阿弥陀如来坐像，右に十一面観音菩薩坐像，左に薬師如来坐像を配している。各尊は，蓮華座に坐し，舟形の光背を負い，瓔珞が垂下する蓮華形の天蓋を上方に備える。下方には蓮華を挿した徳利形の華瓶1対と水波文を表す。鏡板の上方左右に獅嚙形の鐙座を据える。外区は八花文（蓮華様）を，三鈷杵文を挟んで2個，3個宛てに打ち，覆輪には円形の笠鉾を規則的に打ち廻らす。
材質・構造	金銅製（木製，金銅板装）。鏡板は，横3材を矧いで地板（裏板）とし，縦棧（1材）および周囲の杵木（6材を矧ぐ）で固定する。表面は，金銅板4枚を張って鏡地とし，これに金銅板を繋いだ圈帯と覆輪を打ち，側面の木口を帯状金具で覆う。中尊，両脇侍ともに，台座を含む全容を，金銅板を打ち出して成形し，衣褶等の細部を毛彫りで表す。中尊の頭髮，瞳等は墨彩とし，蓮華座の蓮弁，花脈を彫りで表す。天蓋，光背，華瓶，鐙座，笠鉾は，各金銅製。蓮華形の天蓋は鏡板に鉾止めし，さらに金銅板の短冊形裁文とガラス小玉を連続した瓔珞を垂らす。光背は，2枚の金銅板を中央で接合し，二重円相部，周縁部の火焰と唐草文を列点であらわす。華瓶には，針金に花形を取り付けた蓮華を挿す。鐙座は，獅嚙形に打ち出して成形し，表面を朱等で彩る。水波文

	は、金銅板を裏面から槌起であらわし、蹴彫りを加える。外区の花形金具は金銅板製で、花心の位置で鉋止めする。三鈷杵形金具は金銅板製で、鈷間を透彫りし、裏面より軽く槌起して成形したうえ、2ヵ所で鉋止めする。
銘 記	(裏面墨書) 代伍貫文奉向請／八幡大菩薩御正躰祢宜／荒田和泉／ 弓削庄一宮御本地也／應永廿三年 ^{壬午} 六月十九日／ 大願主藤原保宗／下西右近
製作年代	室町時代（応永23年〈1416〉）
(説明) 本品は、八幡宮社に伝来した懸仏3面のうちの1面で、裏面墨書より、応永23年(1416)に製作されたことが知られる。 3面のうち本品を含む2面は、昭和56年5月19日付けで京北町の有形文化財として指定された後、平成17年に同町が京都市と合併した際に移管された。 2面の懸仏の名称はいずれも「懸仏」であるが、本品には紀年銘があるため、紀年銘を加えた名称に改めるのが妥当と思われる。	

種 別	有形文化財（美術工芸品－考古資料）	（指定）
名 称	平安京左京二条二坊「冷然（泉）院」出土品	
員 数	土師器129点，黒色土器41点，須恵器36点，緑釉陶器109点，灰釉陶器15点，軒瓦21点，石帯1点 計352点	
所 在 地	京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1 京都市考古資料館	
所 有 者	京都市	
所有者住所	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	
制 作 年 代	平安時代	
適 用 基 準	第1－1－（6）－ア	
（説明） 嵯峨天皇（在位 809～823）が創建した冷然院は，大内裏の東南に隣接する平安京左京二条二坊三町から六町の方四町を占める。本件は同三町域内で検出した冷然院北築地の内溝から出土した遺物群である。すなわち，昭和 57 年度に（財）京都市埋蔵文化財研究所が実施した調査①で検出した溝 SD 3，平成 7 年度に関西文化財調査会が実施した調査②南区で検出した溝 SD401，平成 23 年度に古代文化調査会が実施した調査③A区で検出した溝 38 は，東西一線に連なり，長さ約 60m以上に及ぶ。平安京条坊モデルに対照すれば，冷然院北築地の内溝に該当することが明らかで，溝幅 0.9～1.0 m，深さ 0.9mを測る。断面は逆台形で，中・下層の埋土から多量の遺物が出土した。溝掘り直しの痕跡は認められず，短期的に埋められた溝と判断できる。 溝からは，平安京土器編年Ⅰ期新段階（9世紀前半）に属する土器 11 万片あまりが出土した。そのなかから残りが良く，年代基準となり，かつ冷然院という遺跡の性格をよく反映し，一括資料の全貌をうかがうに足る土師器 129 点，黒色土器 41 点，須恵器 36 点，緑釉陶器 109 点，灰釉陶器 15 点，軒瓦 21 点，石帯 1 点の合わせて 352 点を選択し指定するものである。選択に際しては，小片でも他所では類例が少ない器形の土器も含めた。以下，これらを冷然院出土品のうち「北築地の内溝資料」と呼ぶ。 冷然院は貞観 17 年（875）1 月 28 日の火災では 3 日間燃え続けたといい，壊滅的な被害を受ける（『日本三代実録』）。しかし，北築地の内溝資料に被災痕跡はなく，		

土器の年代観と合わせれば、史料（『類聚国史』、『日本紀略』）に冷然院が初出する弘仁7年（816）前後以降、承和初年以前の嵯峨天皇存命中に使用され、廃棄された一括資料と考えられる。

嵯峨天皇時代、冷然院においては、たびたび詩宴が開催されている。『類聚国史』弘仁4年9月24日条には「宴皇太弟（大伴親王。のちの淳和天皇）於清凉殿，具物用漢法」とあり、清凉殿における宴会のしつらえが唐風であったことがわかる。こうしたことから冷然院での詩宴も、当時、最先端の唐風でおこなったことが容易に想像できる。この唐風具物の一つが、中国越州窯産青磁である。当時、中国陶磁は稀少品で、平安時代前期の緑釉陶器は越州窯産青磁を模し、その代用品として隆盛したと考えられている。

唐三彩の影響によって生まれた日本の彩釉陶器（奈良三彩）は、奈良時代には香炉や壺など仏器を主体としていたが、平安時代になると緑釉に特化し、碗・皿類を大量に生産するようになる。当初、その生産を担ったのが、京都市（幡枝）栗栖野窯と愛知県（尾張）猿投窯である。北築地の内溝資料は、緑釉陶器生産開始当時の様相を示し、量的には栗栖野窯産が凌駕するが、品質面では猿投窯産が優れている。とくに全国的にも類例の少ない猿投窯初期の優品を多数含む点が重要である。そのなかには直径28cmを越える大碗や陰刻花文皿など、唐風文化に傾倒した嵯峨天皇の嗜好を強く反映した製品を含む。なかでも大碗は同時期の平安京における一括資料にも類を見ない特注品で、初期の緑釉陶器生産が、嵯峨天皇とその近臣による饗宴の場の需要に応じて推進されたことを反映している。

通時代的な出土品として普遍的な存在である土師器を除外し、平安京の他地点から出土した同時期の土器組成と比較すると、緑釉陶器が過半数を占め、その分、須恵器や灰釉陶器の占める割合が低くなる点が北築地の内溝資料の特徴である。他資料では緑釉陶器は2割前後を占めるに過ぎない。嵯峨朝期の宮廷饗宴における土器組成を示すものとの理解が可能である。ほかに、内外両面に墨書した土師器皿は、判読できない文字が多いが、仮名文字で和歌を書いている可能性がある。軒瓦には平城宮・長岡宮から搬入し再利用した瓦と、平安遷都後に近郊で新調した瓦がある。前者は冷然院

創建以前の前身施設の存在を示唆する。後者には西賀茂・芝本・上ノ庄田窯産の軒瓦のほか、産地不詳の単弁 16 葉蓮華文軒丸瓦（瓦当外区に「近」字を置く）が冷然院の創建に対応する主要な瓦と考えられる。

以上、「北築地の内溝資料」は、嵯峨天皇が主導した唐風饗宴の実体を示す一括資料として、とくに緑釉陶器生産の初期段階の基準資料として、重要な意義がある。

以後の冷然院は、貞観 17 年（875）、天暦 3 年（949）、天禄元年（970）、長和 5 年（1016）のたび重なる焼亡後も再建され、仁明・文徳・清和・陽成・村上・冷泉などの天皇および上皇が、里内裏あるいは上皇院御所（後院）として利用した。

仁明天皇期には、太皇太后橘嘉智子の居所ともなり、その重要性は朱雀院とともに皇室財産（累代の後院）として伝領されたことに裏付けられている。なお、天暦 3 年（949）の火災の後、「然」の字が「燃」に通じるということから「冷泉院」と改められ、『枕草子』には名邸の一つとして冷泉院が挙げられている。同地の出土品は、各時代の天皇や上皇の日常生活や公的儀式・饗宴の姿を示す資料となるはずである。冷然院が占める左京二条二坊三から六町の地の大部分は、現在、国史跡旧二条離宮（二条城）となっており、平安時代にさかのぼる遺構を調査する機会は多くない。しかし、遺構は二条城があることによって地中に保存されており、残りは良く、今後、各画期に対応する一括資料も期待できる。北築地の内溝資料は、冷然院の実態を示す各期遺物群の嚆矢となる指定物件としてふさわしいものである。

【参考文献】

『昭和 57 年度 京都市埋蔵文化財調査概要』（財）京都市埋蔵文化財研究所、昭和 59 年

『平安京左京二条二坊二・三町 二条城北遺跡』古代文化調査会、平成 24 年

『平安京発掘調査報告 左京二条二坊二・三町 冷然院・神祇官町・大炊御門大路・二条城北遺跡』
関西文化財調査会、平成 26 年

種 別	有形文化財（美術工芸品－歴史資料） （指定）
名称及び員数	京都市参事会文書 158点
所 在 地	京都市上京区寺町通荒神口下る松蔭町138番地の1 京都市歴史資料館
所 有 者	京都市
所有者住所	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
法 量	別添資料記載
制作年代	明治22年～昭和22年（1889～1947）
適用基準	第1－1－（7）－ウ
（説明） 本資料は、明治22年（1889）から昭和22年（1947）の間に京都市参事会において作成された公文書を年代別に編綴した原簿で、第1回参事会から戦後、地方自治法の施行により同会が廃止されるまでが、まとまって伝存する。 全158点の内訳は、以下のとおりである。(1)議決に係わる関係書類一式を綴じたもの（『市参事会決議録』（明治22年）等）117点、(2)会議における件名を記載したもの（『市参事会会議録』（明治23年）等）29点、(3)その他（『市参事会事務報告書』（明治22年6月～明治24年12月）等）12点。 京都市参事会が最初に開かれたのは、京都市の成立した明治22年4月1日から2ヶ月後の同年6月のことで、以後、明治44年（1911）に市制が改正されるまで、同会は市の執行機関として機能した。そのため本資料には、明治後半期の京都の歩みを知る上で、欠くことのできない貴重な文書が多数含まれる。 明治期の市参事会は、合議制の執行機関として位置づけられ、市長1名・助役（東京は3名、京都・大阪は2名、その他の市は1名）・名誉職参事会員（東京は12名、京都・大阪は9名、その他は6名）で構成された。このうち名誉職参事会員は、市会が公民から選出するというもので、今日の市長独任制とは大きく異なる制度であった。 市制施行に際しては、東京・京都・大阪の3都市に対して市制特例が適用されたため、市長・助役は府知事・府書記官が兼務となった。このため都市の自治が制限されたが、同特例は明治31年（1898）に撤廃されている。 市参事会が執行機関であった時期には、明治23年に琵琶湖疏水工事が竣工し、市の	

水利事業が開始されたほか、明治28年の平安遷都千百年記念祭及び第4回内国勸業博覧会の京都開催にあわせて京都の都市インフラ整備が進められており、それらの事業に関わって、同会に寄せられたさまざまな請願書や陳情書も本資料には綴じられている。多くの文書は原本であるので、それぞれの出来事の一次史料としての価値も高い。

以下、主な簿冊内容を挙げていくと、まず、明治22年の『市参事会決議録』には、京都市参事会章程案の審議内容など、名誉職参事会員の発言などが記録される。

明治期の都市整備に関わる文書としては、琵琶湖疏水関係記事のほか、円山公園に関するものなどが多数含まれている。

平安遷都千百年記念祭、第4回内国勸業博覧会については、各方面からの請願書が多数綴じられており、その開催に至る経過を詳細にたどることができる。記念祭を記念して企画、刊行された、日本最初の自治体史ともいわれる京都市参事会編『平安通志』についても、編纂主事の湯本文彦による「復命書」「平安通志事務申報」などが残る。なお、記念祭と内国博の開催にあたって、京都市は衛生行政の強化に取り組むが、そのことをよく物語る臨時市医や臨時衛生委員の活動に関する文書も残されている。

明治42年4～6月の『市参事会議決書』には、京都市三大事業（第二琵琶湖疏水建設、上水道敷設、道路拡築）の実施にあたり、市債をフランスで発行した際の決定書が綴じられる。

このほか、明治32年5～8月の『市参事会議決書』には、京都市消防夫の被服入札時の図案や布見本などが綴じられており、明治42年7～12月の『市参事会議決書』には、京都市立染織学校の校舎新築に関する書類、配置図などが含まれる。ともに市参事会が担当した案件の多様さをよく伝えるものと言える。

また、明治33年5～12月の『市参事会議決書』には、京都初のホテルといわれる也阿弥ホテルが前年3月の火災焼失後、再建にあたって申請した設立願や仕様書、建築図面などが綴じられている。京都市は、景観への配慮と防火対策などの条件付きで同ホテルの再建を許可、翌34年に再建されており、風致規制の先進例として注目される。

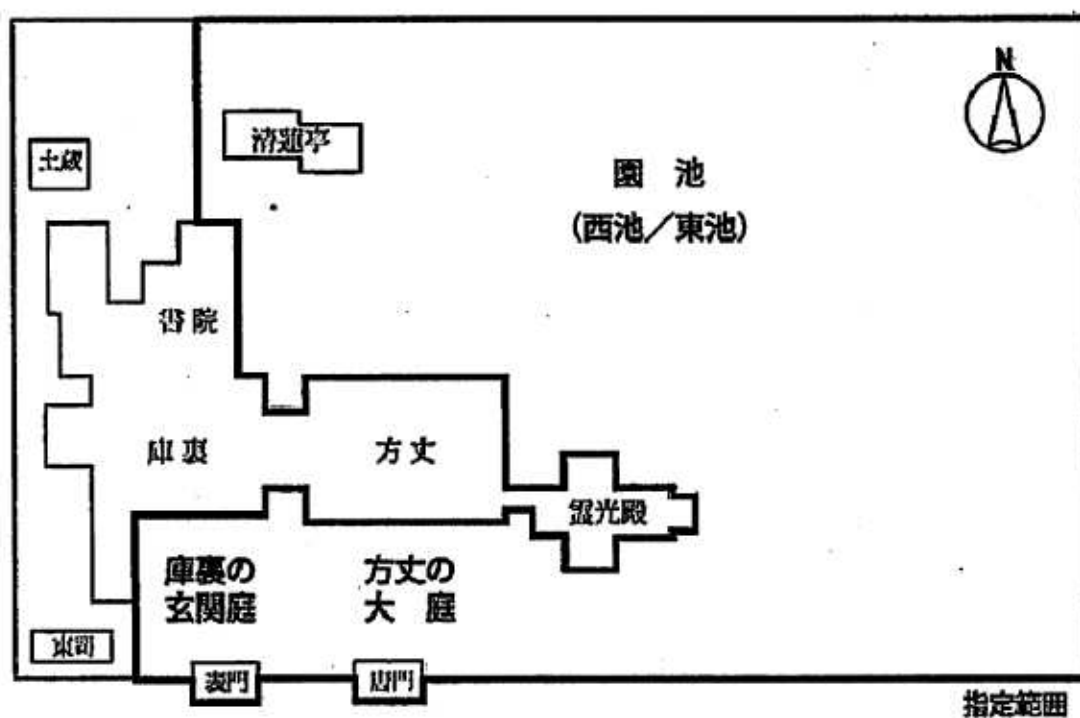
なお、市参事会は、明治44年の市制改正により、執行機関から諮問機関へと改められた。このため、大正期以降、本資料の内容は、議事件名と出席者を記録するような

簡略なものへと変わっていき、制度の変化を受けた同会の変容がうかがえる。

明治22年の市制施行時には全国各市に市参事会が設置され、同会関係の資料は他都市にも数多く残る。しかし、京都市参事会の成立から終結までの文書がまとまって伝存する本資料は、近代都市京都の形成、発展の過程をきわめて克明に知り得る史料として、とりわけ高い価値を有するものと言える。

種 別	名 勝 (指定)	
名 称	等持院の庭	
所 在 地	京都市北区等持院北町63番, 63番の21	
面 積 (㎡)	7,427.69	
適 用 基 準	第1-6-(1)	
対象の庭・ 建物と作庭年代	方丈の大庭 庫裏の玄関庭 園池(西池, 東池)	江戸中期以降

(形態概念図)



(説明)

等持院は、北区の衣笠山麓に所在する臨済宗天龍寺の塔頭である。同院は、もと真言宗仁和寺の末寺であったと伝えられ、暦応年間(1338～1342)に改宗し、二条万里小路にあった等持寺との区別から「北等持」とも称された。歴代の足利將軍の葬送が行われたことで知られる同院は、室町幕府の衰退と共に荒廃したが、慶長11年(1606)に豊臣秀頼によって修造された。

等持院境内を描写した早い時期の事例は、明暦4年(1658)刊『洛陽名跡集』があり、その庭についての記録は、宝暦6年(1756)刊の本居宣長『在京日記』に「一の堂には、夢窓国師の像、足利將軍歴代の木像あり、後の庭、泉水いとふるくおもしろし」とある。延宝9年(1681)刊の黒川道祐『近畿歴覧記』によると、この「一の堂」は、足利尊氏から義昭に至る足利將軍十五代の像を収めた昭堂に当たる。安永9年(1780)刊の『都名所図会』の挿図には、総門・中門・法堂・方丈・清安齋が南北に並ぶ伽藍の様子が描写され、その西側に離れて建つ社祠周りの池上には、「芙蓉池」の付記がある。正徳元年(1711)刊『山州名跡志』によると、昭堂は「佛殿ノ北、南向に在り、堂の内敷瓦」とあり、清安齋は「方丈を云ふ」とある。寛政11年(1799)刊の『都林泉名勝図会』の本文には、「開山は夢窓国師にして、天竜寺十刹の内なり、林泉に芙蓉池ありて風色雄雅なり」とあり、「夢窓国師作り給ふ」の付記と共にその挿図が掲載されている。貞治4年(1365)に刊行され、室町期から江戸期にかけて重ねて出版された『夢窓国師年譜』には、等持院の記載がみられない。

『真如寺文書』によると、文化5年(1808)4月6日に「暁七ツ時、等持院法堂、方丈、庫裏並塔頭壱軒焼失ニ付」とあり、塔頭一件を含む等持院の主要伽藍は焼亡した。この火事によって『都名所図会』と『都林泉名勝図会』に描かれた伽藍は失われたが、文政元年(1818)に再建された。明治28年(1895)京都府調の『寺院調書』によると、「客殿ハ、同国同郡(山城国葛野郡)花園村妙心寺塔中海福院ノ客殿ヲ譲リ諸ケ、引移シタルモノナリ、而シテ此殿宇ハ、元和二年福島正則ノ建立ナリ」とある。昭和44年(1969)刊『京都名園記』において久恒秀治は、『都林泉名勝図会』の描写との近似から、この方丈の北側に位置

する池（園池の西池）が火事以前の形態を保持していると指摘する。

文化5年以降に移築された現在の方丈は、『都名所図会』に描写された「方丈」の北側に位置するとみられる。同書では、「方丈」の北側に2棟ほどの瓦葺とみられる建物が描写されているが、『都林泉名勝図会』の挿図には方丈風の建物の北側にそのような建物が描かれていない。文化5年の火災以前の西池は、『都名所図会』において中心伽藍の北端に描かれた清安齋に隣接していた可能性がある。また、同書に描写された「芙蓉池」に伴う池は現存しない。園池については、昭和10年(1935)に久恒秀治による一部改修、昭和34年(1959)に中根金作による修理が行われた。

現在の等持院の伽藍配置は、境内西半の南から北側にかけて、靈光殿、唐門を伴う方丈、表門と東司を伴う庫裏が並び、その庫裏の北側に書院と清蓮亭が建つものである。庭は、唐門と表門を擁する土塀で区切られた北側の一面において、庫裏の玄関庭、方丈の大庭、園池の3箇所で大別される。園池の西池は、寛政11年までの形態を継承している可能性が高い。

庫裏の玄関庭は、東側に土塀、西側に東司、南側に表門、北側に庫裏を配する平坦地である。各入口は、石敷きの園路で繋がれ、その余地に植栽樹木と景石を配する。方丈の大庭は、方丈に南接する白州であり、唐門を配する北側土塀沿いに景石を配するが、唐門を塞いだ位置にある景石は、文化5年の再建以降に据えられたものである。

園池は、矩形に配された方丈と書院の東北に穿たれた西池と境内の内郭東半に穿たれた東池からなり、北側の敷地境界に築かれた小高い築山には、景石が点在する。現在、西池は芙蓉池、東池は心字池と呼ばれる。それぞれ中島を持つこの2つの池は細長い流路でつながり、周囲に配された園路によって周回できる構成となっている。それらのほぼ中間には足利尊氏の墓所が設けられている。西池は、護岸に大小織り交ぜた2段程度の石積を配している。その西北側の築山上に建つ清蓮亭は、茅葺屋根の茶室であり、方丈の裏手を眺め下すことができる。清蓮亭の西側の増築部分は昭和後期に設けられたものである。西池の陸部と中島は、その南と北側に架けられた石橋によって連絡している。西池

の東北付近にある築山の斜面上には、数多くの立石で組まれた枯滝がある。東池は、西池と比べると規模が大きく、周囲の築山はなだらかで、まばらに景石が据えられている。その中央東寄りには、こんもりとした大小の中島が1つずつ設けられ、規模の大きな中島の北側には橋が架かる。東池とその中島の護岸には、乱杭が施されており、所々には大ぶりの護岸石が据えられ、池中には岩島が数か所配されている。

植栽樹木は、低木としてサツキをはじめとするツツジ類、ヒサカキ、クチナシ、サザンカ、中木としてキンモクセイ、ギンモクセイ、カナメモチ、サカキ、ヤブツバキ、高木としては外周にアラカシなどカシ類の列植、園内にはスギ、ヒノキといった針葉樹が林立し、それらより低い位置にイロハモミジなどのカエデ類やヤブツバキがみられる。池の周辺と中島には、アカマツとクロマツが植わる。

足利將軍家と深い縁をもつ等持院の庭は、江戸中期の記録が残り、『都林泉名勝図会』に描写された形態を色濃く残すものとして重要である。

